◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第七一号）（内閣府本府）

1

公共施設等運営権実施契約

公共施設等運営権者は、派遣職員（2の㈠に規定する国派遣職員及び3の㈠に規定する地方派遣職員をいう。以下同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間等をその内容に含む公共施設等運営権実施契約を締結しなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

2

国派遣職員に係る特例

㈠　国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下同じ。）となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下同じ。）は、同法第八二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなすこととした。（第七八条第一項関係）

㈡　国家公務員法第一〇六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むこととした。（第七八条第二項関係）

㈢　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律第一一条の七第三項、第一一条の八第三項、第一二条第四項、第一二条の二第三項及び第一四条第二項の規定の適用については、同法第一一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなすこととした。（第七八条第三項関係）

㈣　国派遣職員は、国家公務員退職手当法第七条の二及び第二〇条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなすこととした。（第七八条第四項関係）

㈤　公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法第一二四条の二（第四項を除く。）の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなすこととした。（第七八条第五項関係）

㈥　国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第一七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなすこととした。（第七八条第六項関係）

㈦　国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなすこととした。（第七八条第七項関係）

㈧　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第一六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律第一一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなすこととした。（附則第二条関係）

3

地方派遣職員に係る特例

㈠　地方派遣職員（地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下同じ。）は、同法第二九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなすこととした。（第七九条第一項関係）

㈡　公共施設等運営権者又は国派遣職員（2の㈠の退職前に地方公務員等共済組合法第一四二条第一項に規定する国の職員であった者に限る。）若しくは地方派遣職員は、同法第一四〇条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなすこととした。（第七九条第二項関係）

㈢　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を改正し、地方公務員法第三八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むこととした。（附則第四条関係）

4

施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（法律第七二号）（厚生労働省）

一　勤労青少年福祉法の一部改正関係

1

題名

勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2

目的

この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

3

関係者の責務等

㈠　事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

㈡　職業紹介事業者、募集受託者、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならないこととした。（第四条第二項関係）

㈢　国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないこととした。また、地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、必要な施策を推進するように努めなければならないこととした。（第五条関係）

㈣　国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととした。（第六条関係）

㈤　厚生労働大臣は、㈠、㈡及び㈣に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表することとした。（第七条関係）

4

青少年雇用対策基本方針

㈠　厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めることとした。（第八条第一項関係）

㈡　青少年雇用対策基本方針においては、青少年の職業生活の動向に関する事項、青少年の適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等を定めることとした。（第八条第二項関係）

5

職業指導等

公共職業安定所は、青少年の適職の選択を可能とするため、職業経験がないこと、学校を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずることとした。（第九条関係）